

新潟県

公民館月報 2

平成13年2月号 通巻第576号



表紙 繩文の宝を生かそう 特集 著作権制度の概要報告Ⅰ
(十日町市公民館)

視点 雜感

ひろは 「生涯学習」ってなに?

サークル交流・さつき会(内津市公民館)

チビソコ民謡教室(名立町公民館)

素顔抒見 小川民子さん(小千谷市)

塩野谷めぐみさん(大和町)



「新世紀は、

県公連副会長 二ノ倉 武

新しい年を迎えるよいよ
十一世紀に入りました。二十世
紀末は、青少年による殺伐たる
残虐な事件が相次ぎ心痛の思い
でありました。

当県公連も多発した青少年の暴力・凶悪事件・児童虐待等に對し、昨年七月に開催した県大會において緊急アピールを提案し、決議されたところであります。

新世紀における公民館の役割は、青少年の育成を第一に掲げ、公民館活動の中に積極的に取り入れることが必要と考えます。これまで公民館は、大人の学校といわれてきたよう、一般・成人中心の学習を展開して、青少年対象の事業対応は必ずしも十分でなかつた面もあつたかと思います。そして、青少年に対する生涯学習という観点が今の公民館には欠落しているのではないかと。そして、そのことが青少年問題を難しくしているのではないかと思います。

青少年教育の基本姿勢として、平成十年四月の中教審の中

青少年が主体的に判断し行動するためには人ととのふれあいや関わりを、直接体験・自然体験の中でも深めることが大切な要素となります。豊かな体験は、物事に対しても幅広い視野と意欲や関心を持つことにつながり、他人を見る目と自分を大切にすることによる寛大な心を醸成することにつながります。家庭や地域において

人「子どもに伝えるべき価値に確信を持てない大人等が増えていることを指摘しています。こうした「次世代を育てる心を失う危機」に直面していることこそ我が国が抱えている根本的な問題であると言っています。大人の意識改革が是非必要ということがあります。

間報告書の中で、これから時代に生きる子どもの自主性や創造性を育むうえでそれを取巻く環境づくりと、大人の意識改革が必要であると報告していますが、その中で、子どもの心を育てるべき大人社会が「新しい時代の夢を語り、未来を切り拓く大切さ」を云々よ」としながら、

いずれにしても、これまでの青少年に関する報告書、答申を参考しながら青少年の健全育成を基本上に、地域の実態にあつた活動を実施し、世紀末のような酷い事件を再発させないためにも、青少年の「心を育て、心が育つ」ための方策を行政が、

公民館の一事業を以て青少年の心を育てることは、当然かなわないことではあります。が、義務と責任、思いやりと労りの心、また、公共心と社会ルール等の要素を活動プログラムに取り入れたり、さらには、企画や準備、当日の運営まで青少年を参加させる仕掛けづくりの工夫も必要であります。

では、異年齢の子ども同士が遊びながら、スボーツ活動や文化活動、奉仕活動に参加する等体験させる中で、判断力や決断力、責任感や思いやりの心などを養成することが大切であります。そのためには、保護者を始め青

〔県公連第3回編集委員会〕



終日、熱心に校正作業

全公連創立50周年記念式典



実行委員会開催される

典の開催要項（案）等について
協議された。

○平・13・1・29(月)

○新潟市中央公民館で
50周年記念誌の作成作業も、
いよいよ追込み段階に入った。
「市町村の現状」についての初
校々正作業も、各公民館のご協
力によりようやくまとまったの
で、その再校々正が主となつた。
表紙・グラビア・略年譜・県
公民館大会の歩み等も出揃い、
最終段階に入つたこととなる。

北方領土バネル展

北方領土返還要求運動新潟県民会議主催の北方領土パネル展示、各種啓発資料の配布が、去る2月3日(土)～10日(土)まで、糸魚川市「市民ホール」で開催され当連合会からも協力参加した。



視点

「博物館」「法」の世界から「社会教育法」の世界へ引っ越して来て、五年度オーブン予定新博物館の建設準備に追われる毎日でした。

歴史博物館といえば

の生命であること、また、「情報の本質」について色々な面で考えさせられる三年間でありました。

「人間は考える葦」という箴言があります

「土器や骨董品の類が整然と並んでいる」「暗い・つまらない」というのが一般的なイメージかと思いませんが、実は、物の背後にある歴史文化情報をいかに面白く伝えるかが博物館

が、「最近の若者は」とか「近頃の小学生は」とか「近頃の小学校は」とか言う前に、閉塞感に満ちた現在の日本社会の中で、自分自身も含めて社会全体が思考停止に陥ってはいないのか、真摯に問い合わせます。

「I.T.革命」などと騒いでいるが、I.T.なんていふのは、米国では1940年代の話だ。また、インターネットというのは、本来インターネットのことと、インターネットに過ぎないようでは、

情報と言えば、「上位情報」と言葉でコミュニケーションできないよ

う。ソコンが古くてうまく動きません。そのことがかえつて「怪我の巧名」と申します。

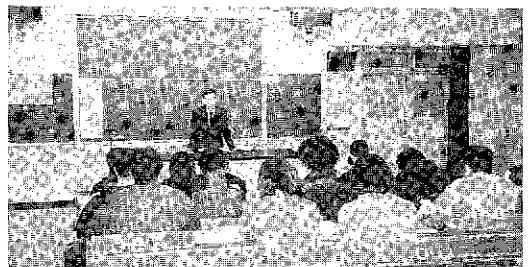
しかし学習希望者は九割近くありました。改めて生涯学習ということを考えてみると、生涯を通じ、「いつでも、どこでも、だれでも、いくつになつても」行える学習活動のことをいふ。重要なことは、自ら求めてゆくことだと思います。人から言われると、「今やろうと思ったのにあ」となつてしまふ。

先日テレビでおもしろい実験をやっておりました。人間の基礎代謝(心臓、内臓、呼吸)など生きていく力が、六十歳でも二十代の人もいれば、興味深かつたのは、十代の高校生の代謝が八十代という風に出ており

ました。「いやだなあ」「つかれ」とやつて来た結果だと思います。生涯学習にも同じことが言えるのではないか。それが始めて何年になるだろ

新潟大学教育人間科学部就職セミナーで

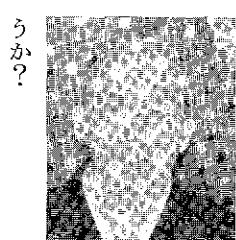
今井昭友会長が講演



社会は君たちに何を期待しているか!!

新潟大学教育人間科学部就職セミナーの一環として、県内学校教育・社会教育界、財界、官公庁、マスコミの代表11人による特別企画連続講演会が、共通テーマを上掲の「社会は君たちに何を期待しているか」とし、主旨は、①地域社会と融合した大学教育の確立、②学生自ら学習目標を具体的に設定し、将来の進路を選択するための手掛かり、③学生への就職支援活動の一環として設定された。

対象は、学生並びに教職員で、1月12日(金)16:30から約50人程の参加者を前に、当会の今井会長は、前半新潟市の公民館事業を中心に、具体的な事例と豊富な資料を基に、とくに全国的に注目をあびている「地域学」「インターネット等についてユーモアを交えて話され、後半は「社会教育に心かよわせた人々」と題して、公民館発の女性職員、自治体の動き等自己経験を交えて説得力をあふれる話を展開された。



生涯学習という言葉が使われ始め

ました。「いやだなあ」「つかれ」とやつて来た結果だと思います。生涯学習にも同じことが言えるのではないか。私が言えるのではないでしょうか。私も五六年前パソコンなるものを買いましたが、分厚い取扱説明書を見ただけで気後れしてしまい高価な置物となつてきました。公民館で「ララネット」を導入したことと、「インターネッ

『生涯学習』つてなに?

黒川村公民館運営審議会委員 安澤浩祥

ひろば

(新潟市北地区公民館長、県公連創立50周年記念誌編集委員) 情報と言えば、「上位情報」と喧嘩などと思うこの頃です。革命などと嬉しい近ですが、ちょっと前に長岡造形大の豊口学

生じました。私は「いやだなあ」「つかれ」とやつておりました。人間の基礎代謝(心臓、内臓、呼吸)など生きていく力が、六十歳でも二十代の人もいれば、興味深かつたのは、十代の高校生の代謝が八十代という風に出ており興味を持つて自ら学んでいくことが、生涯学習と書いて生き甲斐となるでしょう。

当村W主事も、プラン策定の際始めたパソコンが今では彼の

生涯学習になつてゐるようです。

昨年本堂の改修の際、元保時

代の古文書が見つかり、今では、それにチャレンジしようと思つています。

の概要報告Ⅰ

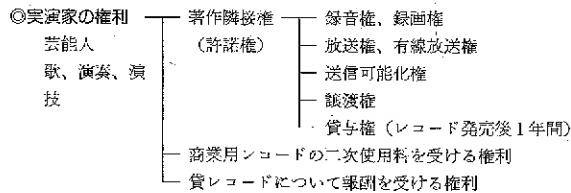
地区著作権セミナーより より抜き報告

—続きは次号で—

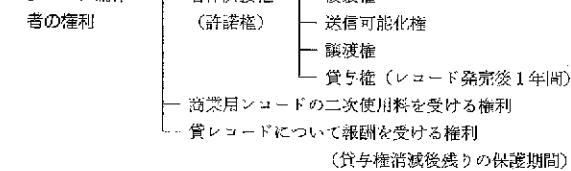
(2) 著作隣接権

- 著作隣接権…著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利
- 著作隣接権の発生…著作隣接権は、実演を行った時点で発生する(無方式主義)。

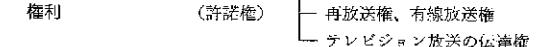
○ 著作隣接権の内容



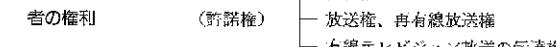
○ レコード制作



○ 放送事業者



○ 有線放送事業



(注) 「著作隣接権」という用語は、放送二次使用料を受ける権利や、貸レコードについて報酬を受ける権利も含めた広い意味で用いられる場合があるため、注意を要します。

○ 著作隣接権の保護期間…実演等の行われたときから50年間

平成元年 ○ 著作権法一部改正(実演家等保護条約締結に伴う改正)(平成元年10月26日施行)

○ 実演家等保護条約締結

平成3年 ○ 著作権法一部改正(レコードの保護強化等)(平成4年1月1日施行)

平成4年 ○ 著作権法一部改正(私的録音録画に係る償償金制度の導入)(平成5年6月1日施行)

平成6年 ○ 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正(WTO協定締結に伴う改正)(平成8年1月1日施行)

○ WTO協定受諾

平成8年 ○ 著作権法一部改正(著作隣接権の保護強化等)(平成9年3月25日施行)

*今後の緊急課題は、「デジタル化」「ネットワーク化」への対応がそうです。そして、それに対応する手立ての法制化が必要となるようです…。



文化庁担当官による説明

3. 著作権の保護の歴史

著作権の保護の歴史は、15世紀中頃の活版印刷術の発明が始まるといわれていますがヨーロッパ諸国では、18世紀から19世紀にかけて著作権の保護に関する立法が進められました。

また、国際的な著作権保護については、19世紀後半からヨーロッパ各国の間で二国間条約による保護が行われてきましたが、1886年9月9日、10か国が、スイスのベルヌに集まり、「文学的及美術的著作物保護万国同盟創設ニ関スル条約」を作成しました。

我が国の著作権法制は、江戸時代まで遡ることができますとする説もありますが、「図書を出版する者」を保護する規定をもつ「出版条例」(明治2年(1869年))が、その先駆と考えられております。

しかしながら、我が国が近代的な著作権制度を備えるようになったのは、明治32年に「著作権法(以下「旧法」という。)」を制定し、同時に著作権の国際的保護条約であるベルヌ条約を締結してからのことです。

なお、もう一つの国際的な著作権保護に関する条約である「万国著作権条約」(昭和27年作成)を締結したのは、昭和31年(1956年)です。

旧法は、数度の改正がなされました。時代の進展に伴い、著作物の利用手段は急速に発達し、法律の規定が著作物の利用実態と合わない面が生じているとともに、国際的な水準からも立ち遅れたものとなっていました。そこで、著作物の利用実態と著作者等の利益の保護を調和させ、今日の著作物利用の実態に対処できるよう規定を整えるため、旧法の全面改正がなされ、昭和45年に新著作権法(以下「著作権法」という。)が制定されました。

しかし、現行著作権法の施行後における新しい著作物利用手段の開発・普及は目覚ましく、それに的確に対応するため、数次にわたる改正が行われています。

すなわち、昭和53年には、海賊版レコードを防止するための国際条約である「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)」を締結するための法改正が行われ、昭和59年には、貸レコード業に端を発した著作物の貸与という利用形態に対応するための法改正を、昭和60年には、コンピュータ・プログラムを著作物として明確に規定する等の法改正を行い、昭和61年には、データベース、ニューメディアに対応するための法改正、昭和63

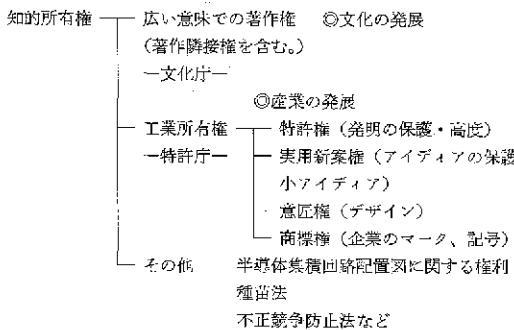
◇はじめに

- 平成12年度関東甲信越静地区著作権セミナー実施要項
- 目的 著作権に関する一般の理解を深め、もって著作権思想の普及向上を図る。
 - 主催 文化庁 新潟県
 - 参加 ①国・都県、都県・市町村教育委員会職員
②国公私立大学、高等専門学校教職員 ③その他
計300人
 - 期日 平成12年10月26日(木)~27日(金)
 - 会場 十日町市「クロス10」

1. 知的所有権について

「知的所有権」は、通常、著作権や工業所有権など、人間の知的な創作活動などから生産されたものに対する権利の総称として使われています。なお、同じことを意味する用語として、「知的財産権」や「無体財産権」という用語が使われることもあります。

現在、知的所有権と考えられている権利には以下のものがあります。



近年、知的所有権の対象は拡大される傾向にあり、今後、上記以外にも様々なものが権利の対象となる可能性があります。

2. 著作権制度の概要

「著作権」という用語は、広狭様々な意味に用いられており、①次の(1)、(2)の全体を意味する場合、②次の(1)の部分のみを意味する場合、③次の(1)の中の財産権の部分のみを意味する場合などがあるため、注意を

特集

著作権制度

平成12年度関東甲信越静
基本的事項のみ著作権テキスト

要します。

(1) 著作者の権利(著作権)

- 著作物…小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等
- 著作者…著作物を創作した者
- 著作者の権利の発生…著作者の権利は、著作物を創作した時点で発生する(無方式主義)。
- 著作者の権利の内容



(2) 著作権の保護期間…原則として、創作のときから

著作者の死後50年後まで

- (関係条約)
- ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)
 - 万国著作権条約
 - TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)
 - 著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO著作権条約)

〔著作権関係年表〕

明治2年	○ 出版条例公布・施行(5月13日) (1869)
明治19年	○ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (ベルヌ条約)作成 (1886)
明治32年	○ 旧著作権法公布(7月15日施行) (1899)
明治14年	○ 著作権=関スル仲介業務=関スル法律公布(12月15日施行) (1939)
昭和27年	○ 万国著作権条約作成 (1952)
昭和31年	○ 万国著作権条約加盟(4月28日公布) (1956)
昭和36年	○ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(実演家等保護条約)作成 (1961)
昭和45年	○ 現行著作権法公布(昭和46年1月1日施行) (1970)

昭和46年	○ 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)作成 (1971)
昭和53年	○ 著作権法一部改正(レコード保護条約締結に伴う改正) (1978)
昭和58年	○ レコード保護条約締結 (1983)
昭和59年	○ 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法公布(昭和59年6月2日施行) (※議員立法)
昭和60年	○ 著作権法一部改正(貸与権関係)(昭和60年1月1日施行)
昭和61年	○ 著作権法一部改正(コンピュータ・プログラム関係) (昭和61年1月1日施行)
昭和63年	○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律公布(昭和62年4月1日施行(登録事務開始)) (1988)
	○ 著作権法一部改正(著作隣接権の保護期間、海賊版関係)(昭和63年11月21日施行)

・4面より

年には、海賊版対策、著作隣接権の保護期間の延長を内容とする法改正、平成元年には、「実演家、レコード製作及び放送機関の保護に関する国際条約(実演家等保護条約)」を締結するための法改正、平成3年には、外国の実演家及びレコード製作への貸与に関する権利の付与、著作隣接権の保護期間の延長及びレコード保護条約加盟前の外国原盤レコードの保護強化を内容とした法改正、平成4年には、私の録音録画に係る補償金制度導入を内容とした法改正、平成6年には、知

的所有権の貿易関連の侧面に関する協定(TRIPS協定)」を含む「世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定(WTO協定)」を締結するための法改正、平成8年には、著作隣接権の適切な保護の範囲の拡大、写真の著作物の保護期間の延長等を内容とした法改正、平成9年には、インターネット送信に係る著作者の権利の拡大及び実演家・レコード製作者の権利の創設等を内容とした法改正、平成11年には、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO著作権条約)等に対応するための法改正が行われています。

4. 著作物・著作者

(1) 著作物

著作物は、著作権法上は、

著作物=「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています(第2条第1項第1号)。(()内の数字は著作権法の条文を指す。以下同じ。)

具体的にどのようなものが著作物であるのかは次の頁に掲げる表のようになります。

しかし、著作物はこれだけに限りません。先に述べた定義にあてはまるもの、すなわち、以下の事項をすべて満たすものは、表に掲げられていないものであっても、著作物に該当することになります。

- ① 「思想又は感情」を表現したものであること。
- ② 思想又は感情を「表現したもの」であること。
- ③ 思想又は感情を「創作的」に表現したものであること。
- ④ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること。

①の条件によって東京タワーの高さは333メートルであるといった単なるデータが著作物から除外され、②の条件によってアイディア等が著作物から除外され、③の条件によって他人の作品の単なる模倣が著作物から除外され、さらに、④の条件によって工業製品等が著作物から除外されます。

なお、アイディアを解説した文章は、その文章が①～④のすべてに該当すれば、著作物として保護されますが、アイディア自体は保護されないことに注意を要します。

(2) 保護を受ける著作物(第6条)

我が国の著作権法上保護を受ける著作物は、次いづれかに該当するものです。

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など、独立した歌詞も
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踏やバントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など、美術工芸品を含む。(鑑賞用)
建築の著作物	建造物本体。設計図は图形の著作物(美的鑑賞の対象)。
地図、图形の著作物	地図と学術的な図面、图表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど
写真的著作物	写真(運転免許証、絵画の写真は除く)グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

(注) 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の渠道は、言語の著作物に該当しません(第10条第2項)。

著作権制度の概要報告Ⅰの2

- ① 日本国の著作物(国籍主義)
- ② 最初に日本国内において発行された著作物(発行地主義)

- ③ 条約により我が国が保護の義務を負う著作物

(3) 著作物の種類(第10条)

著作物の定義については、(1)で説明しましたが、この定義をさらに明確にするため、著作権法では、次の表に掲げられているように著作物の種類を例示しています。

(4) 二次的著作物(第2条第1項第11号第11条)

ある小説を映画化した場合のように、一つの著作物を原作とし、そこに新たな創作性を加えたものは、原作となった著作物とは別の著作物として保護されます。このような著作物は二次的著作物と呼ばれます。外国の小説を日本語に翻訳したもの、既存の楽曲を編曲したものなども二次的著作物として保護されます。

なお、二次的著作物を創作する場合には、原著作者の許諾が必要です。また、二次的著作物の利用に当たっては、二次的著作物の原著作者の許諾のほかに原著作者の許諾も必要なことに注意を要します。

(5) 編集著作物(第12条)・データベースの著作物(第2条第1項第10号の3、第12条の2)

詩集や百科事典、あるいは新聞や雑誌のような著作物の編集物は、そこに収録されている個々の著作物とは別の著作物として保護されます。また、著作物以外のものを編集したデータ集や英語の単語集のようなものも著作物として保護されます。このように編集物が著作物として保護されるのは、そこにどのようなものを収録するか、その配列をどのようにするかということに創作性が認められるためです。なお、編集著作物の権利が及ぶるのは、編集著作物として利用する場合のみであり、そこに収録されている個々の著作物のみを利用する場合については、編集者の許諾を得る必要はなく、個々の著作物の原著作者の利用の許諾を得れば、適法に利用することができます。

このような編集物のうち、コンピュータで検索できるものであって、これに含まれる情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものをデータベースの著作物といいます。データベースの著作物も、編集著作物と同様に、収録されている著作物などとは別に保護されます。

*この続きは次号で掲載予定

